平成１９年４月１６日

作業員の負傷について

平成 19 年４月 13 日午後１時 55 分頃、5 号機サービス建屋１階において消火設備用液化炭酸ガスボンベの移動作業をしていた協力企業作業員が右手小指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送いたしました。
診察の結果、「右小指基節骨骨折・右小指挫創」と診断されました。

確認の結果、ボンベを載せた台車の車輪の養生用ガムテープがはがれていたことから、当該作業者はこれを取り除こうとして手を入れたところ、声を掛けなかったために共同作業者はこれに気づかず、傾斜のある床面で台車を引き上げようとした際、台車の縁と床の間に指がはさまり負傷したことがわかりました。

対策として、作業にあたっては、作業者間で互いに声を掛け合いながら行うよう周知徹底し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありませんでした。

以　上